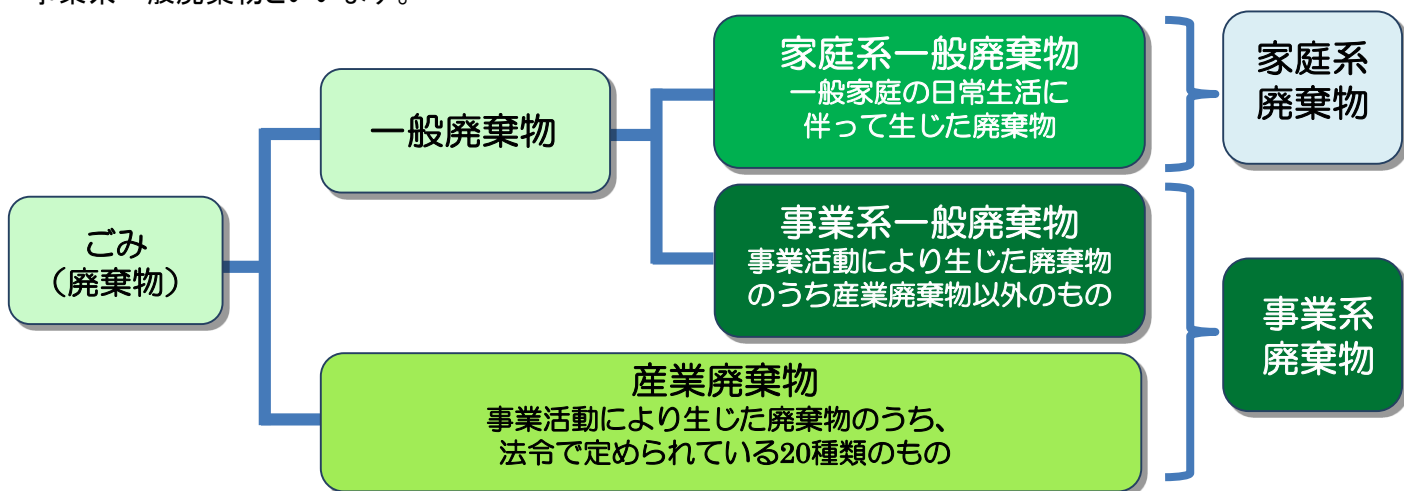


事業系ごみの適正処理について

事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。事業活動には飲食店や各種店舗、事務所、ホテルなど営利を目的にするものだけでなく、病院、学校などの公共的なサービスも含まれます。このため、従業員が使って不要となった文房具(事務用品)や昼食時のごみ(弁当ガラ、ジュース缶等)も事業系廃棄物となります。

事業系ごみのうち、法律に定められている20種類のことを産業廃棄物といい、産業廃棄物に該当しないものを事業系一般廃棄物といいます。



特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は、特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準にしたがって処理しなければなりません。

産業廃棄物の種類

※ 排出する業種が限定されるもの

種類	主な内容	種類	主な内容
燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰	が れ き 類	工作物の除去等によって生ずるコンクリート片、レンガ片
汚 泥	排水処理、製造工程からでた汚泥	ば い じ ん	集じん施設によって集められた灰
廃 油	動植物油、鉱物性油、廃溶剤、洗浄用油、潤滑油	紙 く ず	建設業、パルプ製造業、紙製造業、製本業等から出る紙くず
廃 酸	硝酸、塩酸等の酸性廃液	木 く ず	建設業、パルプ製造業、木製品製造業等から出る木くず 貨物の流通の為に使用したパレット等
廃 アルカリ	ソーダ液、写真現像液等のアルカリ性廃液	織 維 く ず	建設業、繊維工業から出る天然繊維くず
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、合成繊維くず	動植物性残渣	食品製造業等から出る魚のあらなどの動物又は植物の固形不要物
ゴ ム く ず	天然ゴムくず	動物系固形不要物	と畜場・食鳥処理場から出る骨・肉等の固形不要物
金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の切断くず、	家 畜 糞 尿	畜産農業から出る動物の糞尿
ガラス及び陶磁器くず	ガラスくず、セメントくず、陶磁器くず等	家 畜 死 体	畜産農業から出る動物の死体
鉱 さ い	高炉、電気炉等の残渣、不良鉱石	そ の 他	産業廃棄物を処分したものでこれらに該当しないもの

事業者は廃棄物を自ら適正に処理する責任があります

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項)



事業系ごみは、家庭系ごみの収集場所(ごみステーション)に出してはいけません。
下記の流れにしたがって、それぞれ適正に処理しましょう！

事業系ごみの処理の流れ

分別
・
保管
・
排出

収集
・
運搬

処分

事業系一般廃棄物

①一般廃棄物
収集運搬許可業者
②自己搬入

市の処理施設(ごみ焼却場)
一般廃棄物処分許可業者

産業廃棄物

①産業廃棄物
収集運搬許可業者
②自己搬入

産業廃棄物処分許可業者

リサイクル
可能なもの

古紙、くず鉄、
あきびん類、古繊維

資源物回収業者

リサイクル施設

①宇部市の一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する方法(有料)

- ごみの収集運搬を委託する場合は、市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者と契約してください。無許可業者に委託すると事業者も罰せられます。
- 収集ごみの種類や回数などは、一般廃棄物収集運搬許可業者と相談してください。
※許可業者の一覧表は宇部市公式ウェブサイトにて公開しています。
ご不明の場合は、宇部市廃棄物対策課(電話：0836-33-7291)にお問い合わせください。

②事業者が直接、市の処理施設に搬入する場合(有料)

- 持ち込みできないごみがありますので、事前にお問い合わせください。
- 宇部市ごみ焼却場 宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5 電話：0836-31-3664
受付時刻：月曜日から金曜日・第4土曜日 8時30分から16時30分 休止12時から13時

産業廃棄物について ▶▶▶ 産業廃棄物は市の処理施設に搬入することはできません

産業廃棄物は、山口県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。
詳しくは、山口県宇部環境保健所(電話：0836-39-9865)までお問い合わせいただくか、
インターネットで「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」と検索してください。

事業系ごみの処理方法

事業系一般廃棄物



古紙

- ・OA用紙（機密文書）
- ・新聞・雑誌
- ・雑古紙
- ・シュレッダーした紙 など

- 品目ごとに分別し、古紙回収業者または一般廃棄物の許可業者へ委託してください。
- リサイクルできない紙は、一般ごみへ。建設工事等に伴う紙くずは産業廃棄物です。市の施設への搬入できません。



生ごみ

- ・食品の食べのこし
- ・売れ残り 調理残渣 など

- 食品関連事業者は食品リサイクル法に従って、減量・リサイクルしてください。
- リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に委託してください。食料品製造業から出るものは産業廃棄物です。市の施設への搬入できません。



一般ごみ

- ・枯葉・落ち葉
- ・汚れた紙
- ・リサイクルできない紙

- これらのどうしてもリサイクルできないごみは、宇部市焼却場へ自己搬入するか、一般廃棄物許可業者へ委託してください。



缶

- ・飲料缶
- ・原材料の入っていた缶

- できる限りリサイクルしてください。
- 自動販売機を設置している場合、飲料の納品業者に引き取ってもらう方法もあります。
- これらを廃棄する場合は、**産業廃棄物として処理してください。**



びん

- ・飲料用のびん
- ・商品の入っていたびん など

- ・缶 ⇒金属くず
- ・びん ⇒ガラスくず
- ・ペットボトル⇒廃プラスチック



ペットボトル

- ・飲料用のペットボトル
- ・調味料ペットボトル など

- ⚠ **宇部市の施設には搬入できません。**



廃プラスチック

- ・ストレッチフィルム ビニール袋
- ・発泡スチロール PPバンド など

- できる限りリサイクルしてください。
- これらを廃棄する場合は、**産業廃棄物として処理してください。**



金属類

- ・はさみ 一斗缶
- ・ロッカー など

- ⚠ **宇部市の施設には搬入できません。**



水銀使用製品

- ・蛍光灯(金属とガラスくず混合物)
- ・ボタン電池(金属と汚泥の混合物)
- ・体温計 など

- これらを廃棄する場合は、各品目の許可（水銀含有産業廃棄物を含む）を持つ産業廃棄物処理業者に委託してください。

- ⚠ **宇部市の施設には搬入できません。**

産業廃棄物

展開検査を実施しています

宇部市では、**搬入不適合物**の搬入防止のため、ごみ焼却場において、持ち込まれる事業系廃棄物の展開検査を行っています。展開検査で搬入不適合物を発見した場合は、搬入業者に対し指導及び持ち帰りの指示を行っています。

※**搬入不適合物**とは、産業廃棄物等の持ち込みできない廃棄物のことをいいます。

搬入不適合物となる産業廃棄物の不正混入が多く発生しています

事業活動で排出されたプラスチックやビニール等は産業廃棄物となります。近年、事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混在しているケースが多く確認されています。



発泡スチロール（廃プラ）



ストレッチフィルム、
衣料品店のハンガー（廃プラ）



建築工事等に伴って生じる
木くず・紙くず

これらは産業廃棄物です！市の処理施設への搬入はできません！

品目ごとに許可を持った産業廃棄物の収集運搬・処分業者に委託し、適正な処理をしてください。

事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物に
適正に分別せず、あわせて処理を委託

産業廃棄物の処理を一般廃棄物
として委託

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における
委託基準違反に該当する場合があります。
「3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金、
またはこれの併科」の罰則が科せられることに。

一般廃棄物に産業廃棄物が混入するのはどうして？

原因

- ・産業廃棄物の品目に対する認識が不足している。
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて排出するごみ箱や集積場所がない。
- ・事業所内のごみ集積場所にごみの区分に応じた表示や仕切りがない。
- ・来訪者（従業員以外）にとって、そこでの分別方法がわかりにくい。

対策

- ・各フロア、居室ごとでの分別を徹底する。
- ・ごみ箱には品目を明示する。
- ・ごみ集積場所での表示をわかりやすくし、分別を徹底する。
- ・テナント、従業員、清掃員、来訪者に取組を周知徹底する。



お問い合わせ 宇部市廃棄物対策課

TEL:(0836)34-8247 FAX:(0836)33-7294
E-mail:haikibutsu@city.ube.yamaguchi.jp